

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日
のときは、
その翌日)

目次

◇規則 鳥取県本庁事務決裁規則等の一部を改正する規則
市町村に交付すべき昭和四十六年度分の地方交付税のうち普通交付税の額の算定に用いる基準税額の算定に関する規則

規則

鳥取県本庁事務決裁規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十六年十月十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第八十号

鳥取県本庁事務決裁規則等の一部を改正する規則

(鳥取県本庁事務決裁規則の一部改正)

第一条 鳥取県本庁事務決裁規則(昭和四十二年十二月鳥取県規則第五十七号)の一部を次のように改正する。

別表第三人事課の項部長専決事項の欄第十二号中「鳥取県規則第五十八号」の下に「。以下「地方機関等決裁規則」という。」を加える。

別表第三厚生援護課の項部長専決事項の欄第十号中「施設」の下に「の設置」を加え、同号中「使用料減免の決定」を「使用料の減免の決定(地方機関等決裁規則別表第二若井長者寮長の項第一号(二)の規定により若井長者寮長に委任された事務を除く。)」に改める。

別表第三婦人児童課の項課長専決事項の欄第四号(一)中「鳥取県地方機関等事務決裁規則(昭和四十二年十二月鳥取県規則第五十八号。以下「地方機関等決裁規則」という。)」を「地方機関等決裁規則」に改める。

別表第三農林部共通の項部長専決事項の欄第一号中「請負契約の締結後において請負対象設計金額を変更した場合は、当初の請負対象設計金額をいう。以下共通事項」を「以下農林部共通」に改め、同欄同号中「営の農林土木工事」の下に「(漁港工事を除く。以下農林部共通の項において同じ。)」を加え、同号の次に次の一号を加える。

一の二 請負対象設計金額が百万円以上一億円未満の営の農林土木工事に係るもので次に掲げるもの

- (一) 請負契約を随意契約の方法により締結することの決定
- (二) 請負契約を随意契約の方法により締結する場合における見積者及び契約の相手方の決定

別表第三農林部共通の項部長専決事項の欄第二号(二)中「若しくは」を「又は」に改め、同号(三)を次のように改める。

- (三) 削除

別表第三農林部共通の項部長専決事項の欄第二号(四)中「請求又は」の

下に「選定の」を加え、同号(六)及び(七)を次のように改める。

(六) 削除

(七) 第十五条第一項の規定による工事の一時中止若しくは打ち切り又はこれらに伴う請負代金額若しくは工期の変更の協議（地方機関等決裁規則別表第二地方農林振興局長の項第三号(七)の規定により地方農林振興局長に委任された事務を除く。）

別表第三農林部共通の項部長専決事項の欄第二号(九)中「日数の協議」を削り、同号(二)中「甲の」を「県が」に改め、同号(三)中「損害賠償額の算定」を「損害額の算定について」に改め、同号(四)を次のように改める。

(四) 第二十四条第一項又は第二項の規定による検査の合格部分又は工事の未完成の部分の使用（地方機関等決裁規則別表第二地方農林振興局長の項第三号の三(二)の規定により地方農林振興局長に委任された事務を除く。）

別表第三農林部共通の項部長専決事項の欄第二号(四)中「第三号(三)」を「第三号(二)」に改め、同号(四)中「第三号(四)」を「第三号(三)」に改め、同号(六)中「第三号(四)」を「第三号(三)」に改める。

別表第三農林部共通の項部長専決事項の欄第三号を次のように改める。
三 請負対象設計金額が五百万円未満の県営の農林土木工事に係る設計の変更で各種補助金交付要綱等により国の承認を必要とする変更及び工事請負契約金額の二割以上の増減を伴う変更

別表第三農林部共通の項課長専決事項の欄中「又は第三項」を削る。
別表第三農政企画課の項課長専決事項の欄第一号中「（請負契約の締結後において請負対象設計金額を変更した場合当初の請負対象設計金

額をいう。」を削り、「県営の農林土木工事」の下に「及び請負対象設計金額が一千万円未満の県営の漁港工事」を加え、同欄第二号を削り、同欄第三号を同欄第二号とする。

別表第三畜系課の項部長専決事項の欄第三号(一)中「第七十一条」を「第七十条」に改める。

別表第三林務課の項部長専決事項の欄第六号中「第三」を「第三条」に改める。

別表第三造林課の項部長専決事項の欄第六号中(七)の次として次のように加える。

(八) 第十三条ノ二ただし書の規定によるキジ類等の販売の許可

別表第三水産課の項部長専決事項の欄第十七号中「第三」を「第三条」に改め、同号を同欄第二十一号とし、同欄中第二号から第十六号までを四号ずつ繰り下げ、第一号を第五号とし、同号の前に次の四号を加える。

一 請負契約の対象となる部分に係る設計金額（以下水産課の項において「請負対象設計金額」という。）が五百万円以上一億円未満の県営の漁港工事に係るもので次に掲げるもの

(一) 起工の決定及び予定価格の決定

(二) 請負契約に係る入札保証金又は契約保証金の免除

(三) 請負契約書又は当該契約の変更契約書の作成

二 請負対象設計金額（請負契約の締結後において請負対象設計金額を変更した場合は、当初の請負対象設計金額をいう。以下この号及び第四号において同じ。）が五百万円以上一億円未満の県営の漁港工事に係る設計の変更並びに請負対象設計金額が五百万円未満の県営の漁港工事に係る設計の変更で各種補助金交付要綱等により国の

承認を必要とする変更及び工事請負契約金額の二割以上の増減を伴う変更

三 請負対象設計金額が一億円未満の県営の漁港工事に係るもので次に掲げるもの

- (一) 指名競争入札に参加することができず者の決定
- (二) 請負契約を随意契約の方法により締結することの決定
- (三) 請負契約を随意契約の方法により締結する場合における見積者及び契約の相手方の決定

四 鳥取県建設工事執行規則別記建設工事請負契約約款に基づく知事の権限に属する事務のうち県営の漁港工事に係るもので次に掲げるもの

- (一) 第三条の規定による金銭保証人又は工事完成保証人の承認のうち請負対象設計金額が五百万円以上の工事に係るものの承認
- (二) 第四条第一項ただし書の規定による権利又は義務の譲渡又は承継の承諾のうち請負対象設計金額が五百万円以上の工事に係るものの承諾

(三) 第五条ただし書の規定による工事の一括委任又は一括下請負の承諾

(四) 第六条第二項の規定による下請負者又は委任された第三者の変更の請求又は選定の承諾のうち請負対象設計金額が五百万円以上の工事に係るものの請求又は承諾

(五) 第十五条第一項の規定による工事の一時中止若しくは打切り又はこれらに伴う請負代金額若しくは工期の変更の協議のうち請負対象設計金額が五百万円以上の工事に係るものの協議

(六) 第十五条第二項の規定による工事内容の変更等による損害の賠償額の協議

(七) 第十六条の規定による工期の延長のうち請負対象設計金額が五百万円以上の工事に係るものの延長

- (八) 第十七条の規定による請負代金額及び工事の内容の変更の協議
- (九) 第十八条第四項の規定による県が負担する経費についての協議
- (一〇) 第二十一条第三項の規定による損害額の算定についての協議
- (一一) 第二十三条第二項の規定による請負代金の支払のうち請負対象設計金額が五百万円以上の工事に係るものの支払

(一二) 第二十四条第一項又は第二項の規定による検査の合格部分又は工事の未完成の部分の使用のうち請負対象設計金額が百万円以上の工事に係るものの使用

(一三) 第二十四条第四項の規定による損害の賠償額の協議

(一四) 第二十五条第一項の規定による請負代金の前払のうち請負対象設計金額が五百万円以上の工事に係るものの前払

(一五) 第二十六条第二項の規定による出来高部分に対する部分払のうち請負対象設計金額が五百万円以上の工事に係るものの部分払

(一六) 第二十八条第一項の規定による工期の延長のうち請負対象設計金額が五百万円以上の工事に係るものの延長

(一七) 第二十八条第三項の規定による請負代金の支払の遅延による遅延利息の支払

(一八) 第二十九条の規定による検査の遅延による遅延利息の支払

(一九) 第三十条第一項の規定による契約違反の場合における契約の解除

- (三) 第三十二条第一項の規定による工事が完成しない間における契約の解除
- (四) 第三十二条第三項の規定による工事が完成しない間における契約の解除による損害額の協議
- (五) 第三十五条の規定による契約の解除による物件の引取り及び現状回復をすべき期間の協議並びに物件の処分
- 別表第三水産課の項課長専決事項の欄中第九号を第十二号とし、第二号から第八号までを三号ずつ繰り下げ、第一号を第四号とし、同号の前に次の三号を加える。
- 一 請負対象設計金額が五百万円未満の県営の漁港工事に係るもので次に掲げるもの
- (一) 起工の決定及び予定価格の決定
- (二) 請負契約に係る入札保証金又は契約保証金の免除
- (三) 請負契約書又は当該契約の変更契約書の作成
- 二 請負対象設計金額（請負契約の締結後において請負対象設計金額を変更した場合は、当初の請負対象設計金額をいう。以下次号において、同じ。）が五百万円未満の県営の漁港工事に係る設計の変更（各種補助金交付要綱等により国の承認を必要とする変更及び工事請負契約金額の二割以上の増減を伴う変更を除く。）
- 三 鳥取県建設工事執行規則別記建設工事請負契約約款に基づく知事の権限に属する事務のうち県営の漁港工事に係るもので次に掲げるもの
- (一) 第一条第二項の規定による図面及び仕様書に明示されていないもの又は図面と仕様書の交互符合しないものがあるときの協議
- (一) 第一条第三項の規定による工事費内訳明細書及び工程表の承認
- (二) 第三条の規定による金銭保証人又は工事完成保証人の承認のうち請負対象設計金額が五百万円未満の工事に係るものの承認
- (三) 第四条第一項ただし書の規定による権利又は義務の譲渡又は承継の承諾のうち請負対象設計金額が五百万円未満の工事に係るものの承諾
- (四) 第六条第二項の規定による下請負者又は委任された第三者の変更の請求又は選定の承諾のうち請負対象設計金額が五百万円未満の工事に係るものの請求又は承諾
- (五) 第八条第一項の規定による監督員の選定
- (六) 第十五条第一項の規定による工事の一時中止若しくは打ち切り又はこれらに伴う請負代金額若しくは工期の変更の協議のうち請負対象設計金額が五百万円未満の工事に係るものの協議
- (七) 第十六条の規定による工期の延長のうち請負対象設計金額が五百万円未満の工事に係るものの延長
- (八) 第二十三条第二項の規定による請負代金の支払のうち請負対象設計金額が五百万円未満の工事に係るものの支払
- (九) 第二十四条第一項又は第二項の規定による検査の合格部分又は工事の未完成の部分の使用のうち請負対象設計金額が百万円未満の工事に係るものの使用
- (一〇) 第二十五条第一項の規定による請負代金の前払のうち請負対象設計金額が五百万円未満の工事に係るものの前払
- (一一) 第二十六条第一項の規定による検査
- (一二) 第二十六条第二項の規定による出来高部分に対する部分払のうち

ち請負対象設計金額が五百万円未満の工事に係るものの部分払

(四) 第二十八条第一項の規定による工期の延長のうち請負対象設計金額が五百万円未満の工事に係るものの延長

別表第三道路課の項部長専決事項の欄に次の一号を加える。

三 鳥取県道路占用料徴収条例(昭和二十八年十月鳥取県条例第四十八号)第四条の規定による占用料の減免(地方機関等決裁規則別表第二土木出張所長の項第二十号の二の規定により土木出張所長に委任された事務を除く。)

別表第三都市計画課の項部長専決事項の欄に次の一号を加える。

六 鳥取県管鳥取空港の設置及び管理に関する条例(昭和四十二年七月鳥取県条例第二十四号)第十八条の規定による着陸料等の減免(地方機関等決裁規則別表第二空港事務所長の項第十号の規定により空港事務所長に委任された事務を除く。)

別表第三河港課の項部長専決事項の欄第二号中「減免」の下に「(地方機関等決裁規則別表第二土木出張所長の項第二十五号の二の規定により土木出張所長に委任された事務を除く。)」を加え、同欄第九号(一)中「減免」の下に「(地方機関等決裁規則別表第二土木出張所長の項第二十九号の二の規定により土木出張所長に委任された事務を除く。)」を加える。

(鳥取県地方機関等事務決裁規則の一部改正)

第二条 鳥取県地方機関等事務決裁規則(昭和四十二年十二月鳥取県規則第五十八号)の一部を次のように改正する。

別表第二岩井長者寮長の項第一号を次のように改める。

一 鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例(昭和三十九

年三月鳥取県条例第十一号)に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

(一) 第三条の規定による岩井長者寮の利用の許可

(二) 第六条の規定による岩井長者寮における使用料の減免のうち鳥取県立岩井長者寮管理規則(昭和三十九年九月鳥取県規則第四十八号)第九条第二号に該当する場合の使用料の減免

別表第二岩井長者寮長の項第二号中「(昭和三十九年九月鳥取県規則第四十八号)」を削る。

別表第二計量検定所長の項の次に工業試験場長の項として次のように加える。

工業試験場長	鳥取県工業試験場手数料条例(昭和三十年三月鳥取県条例第九号)に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの
	(一) 第三条の規定による手数料の減免
	(二) 別表の規定による手数料の額の決定

別表第二地方農林振興局長の項第二号中「(県営の農林土木工事)」の下に「(漁港工事を除く。以下第三号の三までにおいて同じ。)」を加え、同項第三号(三)中「若しくは」を「又は」に改め、同号(四)を次のように改める。

(四) 削除

別表第二地方農林振興局長の項第三号(七)を次のように改める。

(七) 第十五条第一項の規定による工事の一時中止若しくは打ち切り又はこれらに伴う請負代金額若しくは工期の変更の協議

別表第二地方農林振興局長の項第三号(中)「の協議」を削り、同項第五号中「第三」を「第三条」に改める。

別表第二土木出張所長の項第二十号の次に次の一号を加える。

二十の二 鳥取県道路占用料徴収条例(昭和二十八年十月鳥取県条例

第四十八号) 第四条第二号及び第三号の規定による占用料の減免の

うち第十九号(二)により許可したものに係る占用料の減免

別表第二土木出張所長の項第二十五号の次に次の一号を加える。

二十五の二 河川法施行細則(昭和四十年八月鳥取県規則第四十号)

第五条第一号の規定による流水占用料等の減免のうち前号(二)から四
までにより許可したものに係る流水占用料等の減免

別表第二土木出張所長の項第二十九号の次に次の一号を加える。

二十九の二 鳥取県海岸法施行細則(昭和三十五年五月鳥取県規則第

二十四号) 第五条第四項第一号の規定による占用料等の減免のうち

前号(一)及び(二)により許可したものに係る占用料等の減免

別表第二空港事務所長の項第十号を第十一号とし、第九号の次に次
の一号を加える。

十 第十八条の規定による着陸料等の減免のうち次に掲げるもの

(一) 鳥取県営鳥取空港管理規則(昭和四十二年七月鳥取県規則第三

十七号。以下この号において「規則」という。) 第十条第一項各

号に該当する場合の着陸料の免除

(二) 規則第十条第二項に該当する場合の停留料の免除

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

市町村に交付すべき昭和四十六年度分の地方交付税のうち普通交付税の額
の算定に用いる基準税額の算定に関する規則をここに公布する。

昭和四十六年十月十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第八十一号

市町村に交付すべき昭和四十六年度分の地方交付税のうち普通交付
税の額の算定に用いる基準税額の算定に関する規則

(目的)

第一条 この規則は、地方団体に對して交付すべき地方交付税のうち普通
交付税の額の算定に関する省令(昭和三十七年自治省令第十七号。以下

「省令」という。)の定めるところに基づき、市町村に交付すべき昭和
四十六年度分の地方交付税のうち普通交付税の額の算定に用いる基準税
額の算定に關し必要な事項を定めることを目的とする。

(市町村民税の所得割に係る基準税額の算定方法)

第二条 市町村民税の所得割に係る基準税額は、市町村ごとに、次の算式
によつて算定して、知事が当該市町村長に通知した額とする。

算式

$$\frac{\{(11,385円 \times \alpha) \times A - (22,842円 \times \beta) \times B - C + D + E\}}{1.000005}$$

算式の符号

A 市町村税課状況調(昭和45年6月5日付受池第399号各市町村長あ
て総務部長通知をいう。以下同じ。)第12表(8)の表例「課税標準

額の段階」ごとの表頭「有資格者」欄の数に別表第一に定める率を乗じて得た数(整数未満の端数があるときは、その端数を切り捨てて。)の合計数に別表第二のAに定める率を乗じて得た数(整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)

B 市町村税課税状況調第17表の表側「合計」、表頭「山林所得金額」欄に係る数に別表第二のAに定める率を乗じて得た数(整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)

C 市町村税課税状況調第12表(8)の表側「合計」、表頭「税額控除額」のうち(b)欄に係る額に1.203を乗じて得た額(500円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、500円以上1,000円未満の端数があるときはその端数金額を1,000円とする。)

D 市町村税課税状況調第16表の表側「昭和44年度」のうち「計」欄に係る額に1.179を乗じて得た額(500円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、500円以上1,000円未満の端数があるときはその端数金額を1,000円とする。)

E 市町村税課税状況調第12表(8)の表側「合計」、表頭「算出税額」のうち「分離短期譲渡所得分」欄及び「分離長期譲渡所得分」欄に係る額に1.171を乗じて得た額(500円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、500円以上1,000円未満の端数があるときはその端数金額を1,000円とする。)

α 課税標準額の段階ごとの所得割額及び納税義務者数等を基礎として算定した別表第二のBに定める単位額補正率

β 山林所得に係る課税標準額の段階ごとの所得割額及び納税義務者数等を基礎として算定した別表第二のCに定める単位額補正率

(市町村民税の法人税割に係る基準税額の算定方法)

第三条 市町村民税の法人税割に係る基準税額は、市町村ごとに、第一号及び第二号に定めるところによつて算定した額の合算額から、第三号に定めるところによつて算定した額を控除して、知事が当該市町村長に通知した額とする。

一 昭和四十六年度に係る額

次のイ及びロに定めるところによつて算定した額の合算額

イ 以上の市町村に事務所又は事業所を有する法人のうち二以上の都道府県に事務所又は事業所を有する法人(以下本条において「市町村分割法人」という。)に係る分

知事が調査したところに基づき、地方税法(昭和二十五年法律第二三二(六)号)第三三二一条の十三及び第三三二一条の十四の限定の例によつて、次の算式によつて算定した額

算式

$$(A \times 0.07644 + B \times 0.07644) \times 1.000605 + C \times 0.06675 \times 1.003259$$

算式の符号

A 昭和45年2月1日から昭和45年9月30日までの間に事業年度が終了した法人に係る法人税割の課税標準額(当該事業年度に係る法人税割について昭和46年3月31日までの間に修正申告、更正又は決定(期限後申告に係るものを含む。以下本条において同じ。))があつた場合においては、その最終の課税標準額とする。)

B 昭和45年10月1日から昭和46年1月31日までの間に事業年度が終了した法人に係る法人税割の課税標準額(当該事業年度に係る法人税割について昭和46年3月31日までの間に修正申告、更正又

は決定があつた場合においては、その最終の課税標準額とする。))

Ｃ 昭和29年4月1日から昭和45年1月31日までの間に事業年度が終了した法人で、昭和45年度中に修正申告、更正又は決定がなされたものに係る当該修正申告、更正又は決定による最終の課税標準額から昭和45年3月31日以前における最終の課税標準額を控除した額

ロ イ以外の法人(以下本条において「その他の法人」という。)に係る分

知事が調査したところに基づき、次の算式によつて算定した額
算式

$$D \times 0.07644 \times I + E \times 0.06675 \times 0.997505$$

算式の符号

D 昭和45年2月1日から昭和46年1月31日までの間に事業年度が終了した法人に係る法人税割の課税標準額(当該事業年度に係る法人税割について昭和46年3月31日までの間に修正申告、更正又は決定があつた場合においては、その最終の課税標準額とする。)

E 昭和29年4月1日から昭和45年1月31日までの間に事業年度が終了した法人で昭和45年度中に修正申告、更正又は決定がなされたものに係る当該修正申告、更正又は決定による最終の課税標準額から昭和45年3月31日以前における最終の課税標準額を控除した額

二 昭和四十五年度における前号の額の過大算定額又は過小算定額次のイ及びロに定めるところによつて算定した額の合算額

イ 市町村分割法人に係る分

知事が調査したところに基づき、地方税法第三百二十一条の十三及び第三百二十一條の十四の規定の例によつて、次の算式によつて算定した額

算式

$$(F \times 0.06675 + G \times 0.06825) \times I + 0.00620 + H \times 0.06675 \times I + 0.003259 - I$$

算式の符号

F 昭和45年2月1日から昭和45年4月30日までの間に事業年度が終了した法人に係る法人税割の課税標準額(当該事業年度に係る法人税割について昭和46年3月31日までの間に修正申告、更正又は決定があつた場合においては、その最終の課税標準額とする。)

G 昭和45年5月1日から昭和46年1月31日までの間に事業年度が終了した法人に係る法人税割の課税標準額(当該事業年度に係る法人税割について昭和46年3月31日までの間に修正申告、更正又は決定があつた場合においては、その最終の課税標準額とする。)

H 前号の算式の符号中Cに同じ。

I 昭和45年度普通交付税の算定の基礎となつた市町村分割法人に係る市町村民税法人税割の基準税額

ロ イの理の法人に係る分

知事が調査したところに基づき、次の算式によつて算定した額
算式

$$(J \times 0.06675 + K \times 0.06825) \times I + 0.002100 + L \times 0.06675 \times 0.997266 - M$$

算式の符号

J 算式の符号中Fに同じ。

K 算式の符号中Gに同じ。

L 算式の符号中Hに同じ。

M 昭和45年度普通交付税の算定の基礎となつたその他の法人に係る市町村民税法人税割の基準税額

三 昭和四十五年度中に地方税法第三百二十一条の八第八項の規定により市町村民税法人税割額から控除された外国税額の百分の七十五の額(市町村たばこ消費税の基準税額の算定方法)

第四条 市町村たばこ消費税の基準税額は、市町村ごとに、次の算式によつて算定し、知事が前該市町村長に通知した額とす。

算式

$$3.955円 \times (A \times B) \times 0.13575 \times 0.999514$$

算式の符号

A 当該市町村の区域内において、昭和45年3月1日から昭和46年2月末日までの間に日本専売公社が売り渡し製造たばこの本数(以下「売り渡し本数」という。)

B 次の算式によつて算定した売り渡し本数の伸び率(小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)

$$\left(\sqrt{\frac{a}{b}} \div \sqrt{\frac{c}{d}} \right) \times 1.045$$

a 前記Aに同じ。

b 当該市町村の区域内における昭和43年3月1日から昭和44年2月末日までの間の売り渡し本数

c aの売り渡し本数の合計数

d bの売り渡し本数の合計数

(電気ガス税の基準税額の算定方法)

第五条 電気ガス税の基準税額は、市町村ごとに、次の各号に定めるところによつて算定した額を合算し、知事が前該市町村長に通知した額とす。

一 電気料金に係る額

算式

$$(A \times B) \times 0.75 \times 0.99648$$

算式の符号

A 昭和45年3月1日から昭和46年2月末日までの電気料金に係る電気ガス税として、電気事業者又は自家発電者が当該市町村に納付し、又は納入すべきであつた額の合算額

B 次の算式によつて算定した電気料金に係る電気ガス税の伸び率(小数点以下4位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)

$$\left(\sqrt{\frac{a}{b}} \div \sqrt{\frac{c}{d}} \right) \times 1.1837$$

a 昭和44年度の当該市町村における電気料金に係る電気ガス税のうち現年課税分の収入額

b 昭和42年度の当該市町村における電気料金に係る電気ガス税のうち現年課税分の収入額

c aの収入額の合算額

d bの収入額の合算額

二 ガス料金に係る額

算式

(C × D) × 0.75 × 0.99898

算式の符号

C 昭和45年3月1日から昭和46年2月末日までのガス料金に係る電気ガス税として、ガス事業者が当該市町村に納付し、又は納入すべきであった額の合算額

D 次の算式によつて算定したガス料金に係る電気ガス税の伸率(小数点以下4位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)

$$\left(\sqrt{\frac{e}{f}} + \sqrt{\frac{g}{h}} \right) \times 1.0492$$

e 昭和44年度の当該市町村におけるガス料金に係る電気ガス税のうち現年課税分の収入額

f 昭和42年度の当該市町村におけるガス料金に係る電気ガス税のうち現年課税分の収入額

g eの収入額の合算額

h fの収入額の合算額

(鉱産税の基準税額の算定方法)

第六条 鉱産税の基準税額は、市町村ごとに、次の各号に定めるところによつて算定した額を合算して、知事が当該市町村長に通知した額とする。

一 金属鉱業に係る額

算式

$(8,407円 \times 1.342 \times A \times \alpha) \times 0.0042 \times 0.99898$

算式の符号

A 昭和45年度における現年課税分の課税の基礎となつた金属鉱業の生産量(昭和46年4月1日現在において閉鎖している作業場に係るものとして知事が調査した生産量を除き、1トン未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)

α 別表第三に定める市町ごとの価格差補正率

二 非金属鉱業に係る額

算式

$(203円 \times 2.956 \times B) \times 0.0042$

算式の符号

B 昭和45年度における現年課税分の課税の基礎となつた非金属鉱業の生産量(昭和46年4月1日現在において閉鎖している作業場に係るものとして知事が調査した生産量を除き、1トン未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)

(木材引取税の基準税額の算定方法)

第七条 木材引取税の基準税額は、省令別表第十六に定める素材基準価格に素材生産推定量(知事が調査した市町村ごとの昭和四十三年、昭和四十四年度及び昭和四十五年度における樹種別素材生産量を三で除して得た数に別表第四に定める率を乗じて得た数をいう。)を乗じて得た額に〇・〇一三七を乗じて得た額とする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行し、昭和四十六年度分の普通交付税の算定にこゝで適用する。

(市町村に交付すべき昭和四十五年度分の地方交付税のうち普通交付税の額の算定に用いる基準税額の算定に関する規則の廃止)

2 市町村に交付すべき昭和四十五年度分の地方交付税のうち普通交付税の額の算定に用いる基準税額の算定に関する規則(昭和四十六年三月鳥取県規則第三十号)は、廃止する。

別表第一

市町村民税所得割に係る課税標準額の段階別有資格者数に乗ずる率

課税標準額の段階	乗率
五万円以下	六・〇四〇
十万円以下	一・八七一
十五万円以下	一・三五七
四十万円以下	一・〇七二
七十万円以下	一・〇一八
百 万円以下	一・〇〇二
百五十万円以下	一・〇〇一
百五十万円超	一・〇〇〇

別表第二
市町村民税所得割に係る単位額補正率等

市町村名	A	B	C	市町村名	A	B	C
鳥取市	一・一五九一	一・一八八〇	一・八八〇〇	鹿野町	一・一九五〇	一・六七六〇	一・五八一
米子市	一・〇九三一	一・〇九四二	一・二九一	青谷町	一・二二〇〇	一・七八七〇	一・五〇一
倉吉市	一・一一八〇	一・九七九	—	羽合町	一・二四三〇	一・六九八〇	一・〇三〇

別表第三

釧産税に係る価格差補正率

市町村名	価格差補正率
米子市	〇・二七〇
日南町	一・〇〇七

境港市	一・一五〇〇	一・九二六	泊村	一・二五三〇	一・七四七
国府町	一・一三九〇	一・七三五	東郷町	一・一五二〇	一・七九八
岩美町	一・二〇一	一・〇六三	三朝町	一・〇七四〇	一・九三三〇
福部村	一・三一三〇	一・五〇〇	三朝町	一・〇七四〇	一・九三三〇
郡家町	一・一八六〇	一・七二三〇	北条町	一・二四八〇	一・八〇七
船岡町	一・一九四〇	一・七四八〇	大栄町	一・一五八〇	一・九一六
河原町	一・二二〇〇	一・七三八	東伯町	一・二六〇〇	一・七八四〇
八東町	一・一五八〇	一・七〇五〇	赤碓町	一・一七二〇	一・八五四〇
若桜町	一・一七二〇	一・八〇六〇	西伯町	一・一五四〇	一・六六八〇
用瀬町	一・一三二〇	一・七四八〇	会見町	一・一八四〇	一・八五五〇
佐治村	一・四〇一〇	一・五六六〇	岸本町	一・〇七一〇	一・五六六
智頭町	一・一六一	一・五二四二	日吉津村	一・一八〇	一・七一九
気高町	一・一六四〇	一・七五八〇	淀江町	一・一二五〇	一・七八六〇
大山町	一・〇六九〇	一・七一〇	日野町	一・〇〇九一	一・〇一五〇
名和町	一・一六六〇	一・六八七〇	江府町	一・九七一〇	一・八三六〇
中山町	一・二〇九〇	一・七三二	溝口町	一・〇七七〇	一・八〇八
日南町	〇・九七八〇	一・八九四一			

別表第四

木材引取税に係る素材生産量補正率

区 分	素材生産量補正率
杭木用材及びパルプ用材として使用するもの	〇・八八八二二〇
その他のもの	一・六七七二七九

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取 県

【定価一部一箇月三百円(送料を含む)】